

～違法な不用品回収業者について～

知らなかったじゃ済まないかも・・・知っておくべき予備知識

1. しっかりと業者を選ぼう！

違法な回収業者は回収した廃棄物を、人気の少ない道路の脇や森の中に捨ててしまう業者もいます。廃棄物の中にはリサイクルすれば資源になるものも多く、家電リサイクル法に定められている家電は、特にリサイクルの価値があるとされています。

これらを適切に処理しないばかりか、山の中に捨ててしまえば環境や景観が破壊されてしまいます。違法な不用品回収業者に依頼してしまうと、こうした不法投棄を助長し、環境破壊をしてしまうかもしれないのです。

2. 依頼したあなたにも罰が課せられる場合もある

廃棄物処理法という法律によれば、一般家庭から出る一般廃棄物を収集運搬もしくは処理をする許可を得ていない業者に一般廃棄物を委託した人も 5 年以下の懲役もしくは 1,000 万円以下の罰金またはその両方を課せられる場合があります。

つまり廃棄物だと知ったうえで、違法な不用品回収業者に依頼すると、依頼者自身が法的な罰則の対象になる可能性があるということです。そのためにもきちんと業者を責任もって選びましょう。

3. 許可が必要

一般廃棄物の回収には「一般廃棄物運搬収集運搬業許可」が、リユース品を買い取るためには古物営業法に基づく「古物商許可」が必要です。この両方を持たずに不用品回収をしている業者は、違法業者である可能性があります。

なお、一般廃棄物運搬収集業許可は取得が難しく、大半の業者が持っていません。一方古物商許可は取得が比較的簡単ですが、廃棄物ではなく有価物であれば「買い取る」という形で不用品を引き受けることができます。なのでしっかりと許可を持っているのか確認しましょう。ただしこの例外があります。

「小売店」から依頼があった業者なら、一般廃棄物の収集運搬許可がなくても、比較的簡単に取得できる「産業廃棄物収集運搬業許可」を取得していれば家電リサイクル法対象品を収集運搬できるというルールがあります。詳細や相談は下記にご連絡ください。

住民環境課
TEL098-998-8203